

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年3月30日京都市条例第34号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課，介護保険課）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により介護保険法の一部が改正され，居宅サービスである通所介護の一部が地域密着型サービスである地域密着型通所介護として位置付けられること等に伴い，次に掲げる事項を定めるとともに，規定を整備する必要があるため，制定することとしました。

主な内容は，次のとおりです。

- 1 本市が設置する老人デイサービスセンターにおける指定地域密着型通所介護の利用に係る料金の額
- 2 指定地域密着型通所介護の事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等

この条例は，平成28年4月1日から施行することとしました。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第34号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条第2号に掲げる者(地域密着型通所介護(介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を受ける者に限る。) 地域密着型通所介護に関し同法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(京都市老人介護支援センター条例の一部改正)

第2条 京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同項第3号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第5条第1項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

(京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「, 第105条の18第2項各号」を削る。

第12条の2中「事業所(」の右に「地域密着型通所介護,」を加える。

第13条中「第17条第2項各号」の右に「, 第36条第2項各号, 第40条の15第2項各号」を加える。

附則第2項を次のように改める。

(通所介護又は地域密着型通所介護の事業を行う事業所における地震に対する安全性の確保に関する特例)

2 平成28年4月1日において現に通所介護又は地域密着型通所介護の事業を行う事業所が, 同日以後継続して通所介護又は地域密着型通所介護のいずれかの事業を行うものである限りにおいて, 当該事業所(床面積を増加させる場合における当該増加の部分を除く。)については, 第5条の2又は第12条の2の規定にかかわらず, 耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において, これらの規定を適用しない。この場合において, 事業所を管理する者は, 当該事業所について耐震診断を行い, 必要に応じ, 耐震改修を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は, 平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課, 介護保険課)